

生駒市規則第 2 3 号

生駒市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 9 年 5 月 1 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業会計規則の一部を改正する規則

生駒市病院事業会計規則（平成 2 2 年 1 2 月生駒市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 6 項を次のように改める。

6 公金徴収事務等受託者が収入を徴収し、又は収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて速やかに主管課長に引き継がなければならない。

第 2 5 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とし、同条を第 2 5 条の 2 とし、第 3 章第 2 節中同条の前に次の 1 条を加える。

（支出負担行為の手續）

第 2 5 条 主管課長は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ支出負担行為伺書を作成し、市長の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

2 前項の支出負担行為伺書には、次に掲げる事項を記載するとともに、支出負担行為の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

- (1) 会計年度
- (2) 所属
- (3) 起票日
- (4) 予算種別
- (5) 予算科目
- (6) 予算執行状況

- (7) 支出負担行為額
- (8) 債権者
- (9) 支出負担行為の内容

3 次に掲げる経費の支出負担行為については、支払伝票又は振替伝票に兼ね、これを行うことができる。

- (1) 報酬、給料、職員手当等、法定福利費、賞与引当金繰入額及び賃金
- (2) 宿泊を伴わない旅費及び有料道路通行料
- (3) 食糧費
- (4) 図書等の追録代
- (5) 単価契約によるコピー代
- (6) 建物総合損害共済保険料
- (7) 退職給与基金積立負担金
- (8) 企業債及び一時借入金に係る元利償還金
- (9) 通信運搬費
- (10) 手数料
- (11) 預貯金の預入れ
- (12) 還付預り金
- (13) 前払消費税及び地方消費税
- (14) 現金の支払を伴わない支出
- (15) 前各号に掲げるものを除くほか、支出負担行為の額が2万円未満の備消耗品費及び印刷製本費に係る費用

附 則

この規則は、公布の日から施行する。